

函館市未整備森林適正管理推進事業竣工検査要領

函館市未整備森林適正管理推進事業（以下「未整備森林適正管理推進事業」という。）の検査については，函館市未整備森林適正管理推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか，本要領により実施する。

第 1 条 趣旨

この要領により実施される検査は，函館市補助金等交付規則（昭和 62 年 4 月 10 日規則第 43 号）第 17 条に定める当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等を兼ね，補助金の交付申請書の提出があったものについて実施する。ただし，現地在完了しているもので，交付申請者から書面等により現地確認の要請があり，市長が申請書受理以前の確認が必要であると認めた場合は，現地検査を実施して差し支えないものとする。

第 2 条 検査員

- 1 検査は検査員が行うものとする。
- 2 検査員は，市長が指定し，厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 検査員は，検査計画を立て当該補助の交付申請者に検査日程等を通知する。

第 3 条 立会

- 1 検査員は，検査を実施する場合には，原則として交付申請者を立会させて行うものとする。
- 2 交付申請者は，立会するに当たり書類検査に必要な関係書類の整備および現地検査における説明および計測等，検査に協力しなければならない。

第4条 検査の区分および現地検査の省略等

- 1 書類検査は、申請のあった要綱に定める事業内容ごとの施行地1箇所ごとに、原則として行うものとする。
- 2 現地検査は、要綱に定める事業内容ごとの施行地2箇所以上を無作為に抽出し、原則として行うものとする。
- 3 災害または当該検査中に天候状況が悪化するなど、現地検査に支障を生ずると検査員が判断し、かつ、当該検査日以降の検査期間に振り替えて現地検査を実施することが困難であるなど、やむを得ず当該施行地の現地検査の実施が不可能と判断した施行地は、現地検査を省略することができる。

なお、やむを得ず現地検査を実施することができなかつた場合は、その理由等を検査報告書の「所見・特記事項」欄に記載すること。

第5条 検査の認定

- 1 検査の結果、現地検査において当該施行地が未整備森林適正管理推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める規定に適合しない場合、または、書類検査において不備と認められる場合は竣工と認めず、不合格または一部不合格である旨を申請者等に通知するものとする。
- 2 上記1の不合格または一部不合格である施行地若しくは不備と認められる書類で、当該年度のうち、市長が定める期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

第6条 検査調書

- 1 検査員は検査の結果に基づき、未整備森林適正管理推進事業竣工検査調書（別記第1号様式）を作成するものとする。

なお、検査員は、検査の実施にあたり、必要と認められる事項を「所見・特記事項」欄に記載するものとする。

また、検査立会者氏名を「検査立会者」欄に記載するものとする。

- 2 検査調書は、補助金交付申請書の関係書類として編纂し、当該事業

が完了した日の属する年度の翌年度の初日から5年間保管しなければならない。

第7条 書類検査

- 1 書類検査にあつては、要綱第6条の規定に基づき、提出のあった申請書および申請書に添付すべき書類（以下「申請書類等」という。）内容が要綱およびその他の取扱いで定められた内容であることを確認することを旨として行うものとする。
- 2 申請書類等の記載内容とその裏付けとなる次の事項を確認するものとする。
 - (1) 交付申請者としての要件関係
 - ア 森林経営計画の認定を受けた者が交付申請者として申請を行った場合は、当該計画に係る書類
 - イ その他、交付申請者の要件を満たすことを示す団体の規約の写し
 - (2) 面積等
面積の検査は、申請面積と照査して確認する。
なお、照査の方法は、北海道の「造林補助金交付申請書に添付する造林地実測図の照査方法」（昭和48年7月18日造林第817号）によるものとする。
 - (3) 確認すべき書類
 - ア 実測図（実施した場合）
「造林補助金交付申請書に添付する造林地実測図の照査方法」によるほか、空中写真等を活用し除地として取り扱うべき箇所の有無を確認するものとする。
 - イ 未整備森林適正管理推進事業竣工調書（実施要領第2条第3項(1)カ関係）
必要事項が記載された未整備森林適正管理推進事業竣工調書を、現地検査と併せて確認するものとする。
 - ウ 施業箇所位置図

申請された施行地が表示されているか確認するものとする。

エ 社会保険料等の加入実態状況調査表

当該施行地の現場労働者における社会保険の加入実態および作業状況を証明するための書類により確認するものとする。

オ 事業写真

事業着手前および事業完了後に撮影した写真について確認するものとする。

(4) 森林経営計画

森林経営計画に基づいて実施した事業は、次の事項について、計画書等により確認するものとする。

ア 森林経営計画の作成状況

(ア) 各施行地の事業内容が当該計画に登載されていること。

(イ) 事業の着手・完了年月日が当該計画期間内であること。また、計画が追加または変更されている施行地の場合は、事業の着手年月日が変更後の施業を開始しようとする日以降であること。

(ウ) 事業期間が2つの森林経営計画の計画期間にまたがる施行地がある場合は、両計画の計画期間に連続性が認められ、かつ、事業内容が両計画に登載されていること。

イ 森林経営計画の運用状況

(ア) 当該計画の認定請求年月日と認定年月日の関連性や認定基準の適用状況など、認定事務が適正に行われていること。

(イ) 間伐下限面積または間伐計画面積について、検査時点における実行状況を勘案し、計画通り実行できる見込みがあると認められること。

(5) 施業間隔および重複申請の確認

除伐、保育間伐および間伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において未整備森林適正管理推進事業および国庫補助事業による除伐、保育間伐および間伐を実施していないことを森林調査簿等により確認するものとする。また、同一施行地における同一

の事業内容について、他の未整備森林適正管理推進事業および国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認するものとする。

(6) その他

間伐等における搬出材積については、現地野帳、出荷先の入荷伝票、出荷伝票などにより数量が把握できる書類により確認するものとする。

第8条 現地検査

- 1 現地検査は、未整備森林適正管理推進事業竣工調書の記載内容を照合するほか、実施要領およびその他の取扱いで定められた規格、基準であるかを照合するものとする。
- 2 現地検査を実施した施行地は、未整備森林適正管理推進事業竣工調書の摘要欄に現地検査を実施したことが分かるよう記載する。
- 3 検査員は、現地検査時における検査状況の写真を撮影し、保管するものとする。
- 4 事業内容別の現地検査項目については、次のとおりとする。

(1) 下刈り

検査は、施行地の状況、下刈り方法等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の刈り払い方法、回数について区分と照合するものとする。

イ 施行地の平均的な傾斜について区分と照合するものとする。

ウ 施行地の植生分布について区分と照合するものとする。

(2) 除伐、保育間伐

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の選木・伐採方法（列状区分）・作業内容について区分と照合するものとする。なお、枝払・玉切の実施率は伐採木に対する率を事業着手前に設定した標準地内で検査するほか、必要に応

じて検査時に新たに標準地を設定して検査を行うとともに、直径 10 センチメートル以上の伐採木に対する玉切の実施状況を確認するものとする。

イ 不用木が残存していないか確認するものとする。

ウ 交付申請者等が設置した標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認するものとする。

エ 要綱第 2 条(3)の保育間伐において、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 センチメートル未満の林分で実施された施行地は平均胸高直径調査表に基づき、当該林分の伐採木からの推計および調査野帳等により確認するものとする。

(3) 間伐

検査は、施行地の状況等について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 施行地の選木、伐採方法（列状区分）・作業内容について区分と照合するものとする。

なお、枝払・玉切の実施率は伐採木に対する率を事業着手前に設定した標準地内で検査するほか、必要に応じて検査時に新たに標準地を設定して検査を行うとともに、直径 10 センチメートル以上の伐採木に対する玉切の実施状況を確認するものとする。

イ 不良木および不用木が残存していないか確認するものとする。

ウ 交付申請者等が設置した標準地内の実施状況（残存本数、伐採木若しくは伐根）について確認するものとする。

エ 伐採木の搬出材積の確認は、土場等に残っている搬出材、現地野帳との照合するほか、施行地内の伐根、林地残材、伐採率等の状況から搬出材積を推定し、申請搬出材積と照合し確認するものとする。

(4) 枝打ち

検査は、施行地の状況、枝打ち本数、枝打ち高について行うものとし、その方法等は次のとおりとする。

ア 枝打ち本数、枝打ち高については、交付申請者等が設置した標

準地内の実施本数および枝打ち高について確認するものとする。

イ 交付申請者等が設置した標準地が適当でないと判断される場合は、新たに標準地を設定して検査を行うものとする。